

小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付
要綱

令和6年3月29日告示第45号

改正 令和7年3月31日告示第51号

(趣旨)

第1条 本市は、子育て世帯の移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と共同して実施する移住・就業等支援事業及び起業支援事業と連携し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。）から本市に移住して就業等した者に対して、予算の範囲内において子育て世帯移住支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、支援金の交付については、新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及びその他法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本市へ住民票を異動し、生活の本拠を本市へ移すことをいう。
- (2) 中小企業等 支援金の対象として新潟県が選定した法人であって、新潟県が運営するマッチングサイトに求人情報を掲載した法人をいう。
- (3) 起業支援金 新潟県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、1世帯につき50万円とする。

(対象者の要件)

第4条 支援金の対象者は、県実施要領第4に規定する交付要件を全て満たす者とする。

2 県実施要領第4に規定する関係人口の本市における対象範囲は、移住前において次に掲げる支給対象者の要件のいずれかに該当し、かつ地域の担い手確保の要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 支給対象者の要件

- ア おぢやファンクラブに1年以上登録していること。
- イ 本市にふるさと納税を複数回寄附していること。
- ウ おぢやクラインガルテンふれあいの里滞在型農園の利用経験があること。
- エ 本市と継続して移住相談を行っていること。

(2) 地域の担い手確保の要件

- ア 農林水産業に就業する者
- イ 家業等へ就業する者

(交付申請及び実績報告)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 小千谷市子育て世帯移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 別表の区分に応じた証明書類等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、小千谷市子育て世帯移住支援金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 審査の結果、支援金の交付を不相当と認めるときは、小千谷市子育て世帯移住支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 市長は、交付決定を行った申請者に対して、申請日から3か月以内に支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、小千谷市子育て世帯移住支援金交付決定通知書兼確定通知書再交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(再行交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに小千谷市子育て世帯移住支援金交付決定通知書兼確定通知書（再交付）（様式第6号）により、当該申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 新潟県及び本市は、必要があると認めるときは、支援金の交付に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(支援金の返還)

第11条 本市は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当するときは、期限を定めて支援金の全額又は半額を返還させることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものとして市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等を行っていたとき。

イ 支援金の申請日から3年未満に本市から転出したとき。

ウ 県実施要領第4に規定する就業に関する要件を満たす支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき。

エ 県実施要領第4に規定するテレワークに関する要件を満たす支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たさなくなったとき。

オ 県実施要領第4に規定する関係人口に関する要件を満たす支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たさなくなったとき。

カ 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

(2) 半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出したとき。

(支援金の交付・返還に係る情報提供)

第12条 市長は、前条の規定により返還請求があったときは、支援金の申請情報、支援金受給者の就業先情報及び支援金返還対象者に関する情報について、速やかに新潟県に提供するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の小千谷市子育て世帯移住・就業等支援事業における子育て世帯移住支援金交付要綱第4条、第5条及び第11条の規定は、この要綱の施行日以後に転入した者に適用し、この要綱の施行日前に転入した者については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

区分	証明書类等
県実施要領第4に規定する就業に関する要件で交付を受けようとする者	移住先の就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）（様式第2号の1）
県実施要領第4に規定するテレワークに関する要件で交付を受けようとする者	所属先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）（様式第2号の2） 又は就業時間の証明書（様式第2号の3）
県実施要領第4に規定する関係人口に関する要件で交付を受けようとする者	支給対象者の要件を満たす者であることを証する書類等及び就業先事業主等の就業証明書（様式第2号の4）又はこれらに代わる書類（就業していることを確認できる書類等）
県実施要領第4に規定する起業に関する要件で交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し